

社会福祉法人厚生会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人厚生会の評議員及び役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事及び監事並びに評議員選任・解任委員会委員をいう。

(評議員会及び理事会等の出席報酬等)

第3条 評議員が評議員会等に出席したときは、次により報酬等（実費弁償費含む）を支払うことができる。

| | 報 酬 等 (日額) |
|------------|----------------|
| 評議員会等出席報酬等 | 10,000円 (手取り額) |

2 理事及び監事が理事会等に出席したときは、次により報酬等（実費弁償費含む）を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬等（実費弁償費含む）はこれを支払わないものとする。

| | 報 酬 等 (日額) |
|-----------|----------------|
| 理事会等出席報酬等 | 10,000円 (手取り額) |

3 評議員選任・解任委員が当委員会に出席したときは、次により報酬等（実費弁償費含む）を支払うことができる。

| | 報 酬 等 (日額) |
|----------------------|----------------|
| 評議員選任・解任委員会 出席報酬等 | 10,000円 (手取り額) |

(役員等及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会等以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬等（実費弁償費含む）を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会等以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬等（実費弁償費含む）を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会等以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表1により報酬等（実費弁償費含む）を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会等以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬等（実費弁償費含む）を支払うことができる。

（出張旅費）

第5条 評議員及び役員等が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

| 旅 費 | 宿泊費 | 報酬等（日額） | その他 |
|-----|-----|---------------|-----|
| 実 費 | 実 費 | 10,000円（手取り額） | 実 費 |

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第6条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

1. この規程は、平成28年4月1日より適用する。

1. この規程は、平成29年4月1日より適用する。

1. この規程は、令和2年4月1日より適用する。

別表1

| 名 称 | 報 酬 等（手取り額） | 備 考 |
|-----------------------|-------------|-----|
| 理 事 長 業 務 報 酬 等（日額） | 10,000円 | |
| 評議員選任・解任委員報酬等（日額） | 10,000円 | |
| 理事及び評議員業務報酬等（日額） | 10,000円 | |
| 監 事 監 査 指 導 報 酬 等（日額） | 10,000円 | |